

第 65 号議案

豊後大野市印鑑条例の一部改正について

豊後大野市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を利用して印鑑登録証明書の交付の申請をすることができること等としたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市印鑑条例の一部を改正する条例

豊後大野市印鑑条例(平成 17 年豊後大野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「の外国人住民」の次に「又は漢字圏の外国人住民（本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に限る。）（以下「非漢字圏等の外国人住民」という。）」を加え、「の備考欄に」を「に備考として」に改める。

第 7 条第 8 号中「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏等の外国人住民」に、「の備考欄に」を「に備考として」に改める。

第 16 条第 4 号中「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏等の外国人住民」に、「の備考欄に」を「に備考として」に改める。

第 17 条に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が同条第 7 項（公的個人認証法第 22 条の 3 第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により記録されているものに限る。以下「個人番号カード等」という。）を添えて当該申請をする場合は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

第 18 条第 1 号及び第 2 号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード等」を加える。

第 19 条中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードで電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を「個人番号カード等」に、「同法」を「公的個人認証法」に、「記録された電磁的記録媒体」を「記録されている電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項の改正規定（「の備考欄に」を「に備考として」に改める部分に限る。）、第 7 条第 8 号の改正規定（「の備考欄に」を「に備考として」に改める部分に限る。）及び第 16 条第 4 号の改正規定（「の備考欄に」を「に備考として」に改める部分に限る。）は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。